

## 檜山振興局職員に向けた「地域特産品フェア」 実施要領

### 1 目的

檜山地域の食関連事業者（以下「事業者」という。）における新商品開発等に係るモニタリング調査（以下「調査」という。）に係る支援や、檜山地域内の消費喚起を目的に、地域特産品フェア（以下「フェア」という。）を実施する。

また、檜山合同庁舎内の職員（以下「職員」という。）へ向けて、檜山管内の商品をPRする場として実施する。

### 2 実施内容

（1）事業者が新商品又は販売中の商品の調査を実施する場合や、商品のPRの場の提供を希望する場合に、職員に対して次のいずれかの方法のうち、事業者が希望する方法により商品を販売し、購入した職員に対するアンケートによりその商品を評価し、評価内容を事業者にフィードバックすることで、支援を行う。

ア 檜山合同庁舎1階ロビーの一部スペースにおける対面での販売

イ あっせん販売

（2）日程は檜山振興局産業振興部商工労働観光課（以下「商工労働観光課」という。）と販売事業者が協議の上決定する。

### 3 対象事業者等

#### （1）対象事業者

檜山振興局管内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人（個人のグループを含む。）のうち、次のいずれにも該当しない者

ア 食品製造及び調理に必要な食品衛生法に基づく許可等を受けていない者

イ 法令等の違反により食品等の製造を停止させられている者

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と認められる者

エ 暴力団又は暴力団員が実質的に関与していると認められる者

オ その他、法律遵守等の観点から、檜山振興局が不適當と認める者

#### （2）対象商品

対象事業者が生産、製造及び調理した食品等。（常温品、冷蔵品、冷凍品。）

なお、実施時期が夏季である場合、冷蔵品、冷凍品については食品衛生の観点から、2（1）イの方法による販売とする。

#### （3）事業担当課

本事業に係る事務は、商工労働観光課が行う。

### 4 申し込み及び実施決定等

#### （1）申し込み方法

事業者がフェアの実施を希望するときは、檜山振興局職員に向けた地域特産品フェア申込書（別記

様式、以下「申込書」という。)に必要事項を記入のうえ、商工労働観光課へ提出する。

## (2) 実施決定

商工労働観光課は、申し込みのあった事業者（以下「申込者」という。）と事業の実施方法、実施日時、アンケートの評価項目等について直接協議のうえ、実施の可否を決定し、その結果を速やかに申込者へ通知する。

## 5 事業の実施

### (1) 檜山合同庁舎1階ロビーの一部スペースにおける対面での販売

ア 商工労働観光課は、檜山合同庁舎1階ロビーの施設予約状況を確認して実施場所を確保し、職員に対して事前にフェアの実施を通知する。

イ 申込者は、販売実施にあたっては、商工労働観光課及び庁舎管理者の指示に従うこと。

ウ 申込者は、販売実施にあたっては、商品の搬入時及び提供時の衛生管理について事前に商工労働観光課と協議を行うこと。

エ 販売実施にかかる経費は、申込者が負担すること。

オ 申込者は、商品については、実施当日に加工・調理済みの状態で搬入することとし、庁舎内での加工・調理は認めない。

カ 申込者又は商工労働観光課は、事業の延期又は中止をするときは、原則、実施日の前日までに相手方に連絡すること。

### (2) あっせん販売

ア 商工労働観光課は、職員に販売商品、販売日時等を通知し、注文個数のとりまとめを行い申込者に報告する。

イ 申込者は、販売実施にあたっては、商工労働観光課の指示に従うこと。

ウ 販売実施にかかる経費（商品納入の際の送料を除く。）は、申込者が負担すること。

エ 申込者又は商工労働観光課は、事業の延期又は中止をするときは、原則、実施日の前日までに相手方に連絡すること。

### (3) 実施結果の報告

ア 商工労働観光課は、販売終了後購入職員に対し、北海道電子自治体共同システム「簡易申請機能」によりアンケート調査を行い、結果を申込者へ報告する。

イ アンケート結果の集計にあたっては、単純集計のほか簡易分析やグラフ作成など、申込者の希望に可能な範囲で対応をする。

ウ 申込者は、当該報告の内容について異議の申し立てを行わないこと。

## 6 保健所の許可等

2(1)アの実施方法とする事業者は、販売に際し、保健所の許可等が必要となる場合、その申請手数料等は事業者の負担とする。

## 7 損害賠償

申込者及び檜山振興局は、事業の延期又は中止により発生した損害については、その賠償を請求しない。

## 8 その他

事業の実施に関し、この要領に定めのない事項は、商工労働観光課において別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年（2022年）6月15日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年（2023年）6月9日から施行する。